

平成30年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成30年3月27日（火曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|---|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | | 道事業会計予算（予算審査特別委員長報告） |
| 日程第2 | 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告） | 日程第4 | 議案第9号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについて |
| 日程第3 | 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第5 | 議案第30号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について |
| | 議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第6 | 議案第31号 名寄市立大学条例及び名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について |
| | 議案第20号 平成30年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第7 | 議案第32号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| | 議案第21号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第8 | 議案第33号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について |
| | 議案第22号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第9 | 議案第34号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第23号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第10 | 議案第35号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第8号） |
| | 議案第24号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第11 | 議案第36号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第25号 平成30年度名寄市立大学特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第12 | 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書 |
| | 議案第26号 平成30年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告） | | 意見書案第2号 生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学に関する意見書 |
| | 議案第27号 平成30年度名寄市水 | | 意見書案第3号 「TPP11」に係る十分な情報公開と国内農業対策を求める意見書 |
| | | | 意見書案第4号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道 |

掘削の予算の確保を求める意見書
意見書案第5号 地方路線問題調査特別委員会での徹底した審議を求める意見書

- 日程第13 報告第3号 例月現金出納検査報告、定期監査報告について
日程第14 議会改革調査特別委員会報告について
日程第15 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告）
日程第3 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第20号 平成30年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第21号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第22号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第23号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第24号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第25号 平成30年度名寄市立大学特別会計予算（予算審査特別委員

長報告）
議案第26号 平成30年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）

- 議案第27号 平成30年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
日程第4 議案第9号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについて
日程第5 議案第30号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について
日程第6 議案第31号 名寄市立大学条例及び名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について
日程第7 議案第32号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第33号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について
日程第9 議案第34号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第35号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第8号）
日程第11 議案第36号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
意見書案第2号 生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学に関する意見書
意見書案第3号 「TPP11」に係る十分な情報公開と国内農業対策を求める意見書
意見書案第4号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道

掘削の予算の確保を求める意見書

意見書案第5号 地方路線問題調査特別委員会での徹底した審議を求める意見書

日程第13 報告第3号 例月現金出納検査報告、定期監査報告について

日程第14 議会改革調査特別委員会報告について

日程第15 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（17名）

議長	17番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	靖	議員
	2番	山崎	真由美	議員
	3番	野田	三樹也	議員
	4番	川口	京二	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	奥村	英俊	議員
	7番	高野	美枝子	議員
	8番	佐久間	誠	議員
	9番	東川	孝義	議員
	10番	塩田	昌彦	議員
	11番	山田	典幸	議員
	12番	大石	健二	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	佐々木	寿	議員
	18番	東	千春	議員

1. 欠席議員（1名）

1番 浜田 康子 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	久保	敏
書記	倉澤	富美子
書記	開発	恵美
書記	長正路	慶

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	橋本	正道	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	中村	勝己	君
参事	監	松岡	将君
市民部長	三島	裕二	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	白田	進	君
建設水道部長	天野	信二	君
教育部長	小川	勇人	君
市立総合病院院長	和泉	裕一	君
市立総合病院事務部長	岡村	弘重	君
市立大局学長	松島	佳寿夫	君
こども・高齢者支援室長	廣嶋	淳一	君
営業戦略室長	水間	剛	君
上下水道室長	粕谷	茂	君
会計室長	常本	史之	君
監査委員	上田	盛一	君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

5番 川 村 幸 栄 議員

10番 塩 田 昌 彦 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） ここで、3月15日に行った熊谷吉正議員の一般質問での答弁の訂正について大学事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 3月15日の熊谷議員の一般質問、大学の食堂、売店の運営を担う事業者と既に契約は締結したのかとの質問に対しまして、私はいはいと答弁をいたしました。正しくは年度内に締結を行う予定ということでございます。おわびをして訂正を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、熊谷吉正委員長。

○市民福祉常任委員長（熊谷吉正議員） 御報告をいたします。

平成30年第1回定例会において市民福祉常任委員会に付託されました議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正についての審議経過と結果を報告いたします。

委員会は、3月5日及び3月16日に田邊健康福祉部長を初め担当職員の出席を求め、開催をいたしました。

最初に、担当部から議案の提案目的、趣旨について、本案は介護保険法第117条第1項の規定に基づき名寄市第7期介護保険事業計画を定め、同法第129条の規定に基づき平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の介護保険料額を定めるとともに、関連法の制定による文言を整理するため条例の一部を改正することが主な内容となっているとの説明がありました。

名寄市の第7期の月額基準額は5,225円となり、現行第6期に比べ率にして10.5%、498円上昇することとなる。保険料上昇の理由としては、1つ、保険料負担率が22%から23%に上昇すること、2つ、第7期計画において予定している認知症グループホームの新設や定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護など新たな居宅サービスの開始に係る費用が増加することなどを要因としています。道北の各市及び札幌市との比較では、旭川市6,173円、札幌市5,800円、士別市5,475円、富良野市4,950円、紋別市4,650円、稚内市5,250円で、この中では名寄市は下から3番目に位置しています。

保険料の段階についての説明では、現行の第6期計画と同様の第10段階とし、所得の高いほうに負担していただくことで負担の公平化を図っている。第5段階が基準額となり、年額6万2,700円、12で除した額が基準額月額の5,225円となる。介護保険条例においては、保険料額は年額で規定されているため、条例上変更し、また介護保険法施行規則の改正により所得段階を規定する基準所得金額についても国の規則に合わせることで条例も改正することとしているほか、法改正に伴う条項のずれの修正や文言修正を含む名寄市介護保険条例の一部改正として提案したとの説明がありました。

1 回目の委員会での委員からの主な質疑では、保険料収納必要額及び基準額の算定根拠はとの質問に、保険料収納必要額については総給付費の77億2,430万5,000円に第1号被保険者に係る保険料負担率23%を掛けた17億7,659万円が保険料収納必要額となる。名寄市の予定保険料収納率は99%としており、介護保険の特別徴収で年金から引かれる方が95%であり、実際の収納率も99%以上維持している。保険料収納必要額から調整交付金、介護保険準備基金を差し引き予定収納率を掛けて第1号被保険者数で割り返すと基準月額5,225円となる。

2 つ目、10段階にした理由及び保険料軽減で第1段階、第2段階、第4段階の軽減案と第3段階の軽減案がないのはなぜかとの質問に、第6期計画の時点で国はそれまでは6段階だったものを9段階とした。名寄市では2段階と第2、第4段階の方が値上がり率が高く、第3段階の方は第5期と変わらなかった。第2段階と第4段階の率を市独自で下げるために名寄市では10段階の設定とし、10段階に該当する方に負担していただくことで理解を得た。第7期は国の基準の9段階が変わらず、名寄市の10段階の設定を国の基準の9段階に戻すと第2段階と第4段階の方の負担が多くなり、第10段階の方が9段階に戻すことで保険料が安くなり、不均衡が生じるので、名寄市は第7期も第10段階の設定とする。消費税引き下げに伴って社会保障充実分ということで、国は消費税財源を介護保険料に投入し、国の負担する公費のほか、外枠として第1から3段階まで引き下げると約束したが、消費税引き上げが延期されたので、第7期も第1段階0.05%しか軽減できないとなっている。来年の10月1日に消費税が上がるということなので、その後国がどのような施策を打ち出すのか注目していきたい。

3、第5期から第6期の上げ幅及び第7期の上げ幅の要因についてとの質問に、第5期と第6期の上がり幅は117.1%、第5期の基準額月額が

4,036円、第6期の基準額月額が4,727円、額にして690円上がっている。第7期は4,727円から5,225円、上がり幅が10.5%、額にして498円上がっている。保険料の上げ幅の要因は、給付の内容や高齢化率等いろいろ要因があると思うが、第1号被保険者の負担率が22%から23%に上がった。この1%は大きいということと見込んでいるサービスの部分ではニーズのある施設の設置による給付費の増がある。給付費で見込むと17%ぐらい上がるということなので、それを10.5%にとどめるために基金を予定の半分くらいを投入した。全体的に高齢者がふえており、給付も伸びている。給付の見込みは、全国一律の国の見える化システムによりこれまでの実績、今年度の給付の実績などをもとにして計算されたものを使っており、実績に基づいた推計をしているので、過度の給付費は持っていない。その中で適正な給付を見込んでいると思う。

4、基金の取り崩しの根拠と考え方についての質問に、介護給付費準備基金残高は暫定で2億2,000万円、その半分を取り崩して保険料に充てている。最初に保険料を算出したときには17%程度の伸びということで、第6期と同様の伸び率になり、皆さんの負担感が大きいということで、基金の取り崩しにより10.5%まで下げた。基金全額を繰り出してしまうと、単年度で給付費が足りなくなった場合補填ができなくなると判断をした。赤字になると国からお金を借りることになり、第8期以降に負の遺産を残す形になるので、見える化システムの想定の中で算定しているので、何か大きなことが起きたときや給付費が伸びたときは幾らかの基金がないと介護保険財政が運営できないので、基金の半分を残している。

5、最終原案になった庁内論議経過や執行者の判断はとの質問に、計画をつくる上で第6期など過去の計画も参考にスタートした。5月に名寄市保健医療福祉推進協議会に諮問し、7回にわたって合同部会で議論していただいた。たたき台、素

案の案として示しながら意見を聞き、アンケート調査を実施し、今の名寄市の状況を含めてニーズなどを反映し、高齢者支援課、市立病院や保健センター、社会福祉事業団等も入り、内容の精査をし、国の見える化システムを使い、最終的には保険料の算定も含めて理事者と内容を協議し、案としてつくり上げた。

6、3年後の第8期に向けた不安や医療と介護の地域包括ケアシステムとの関連もあるが、一番心配なのは介護認定、介護給付を抑制した自治体にはインセンティブをつける、あるいは事業所にも評価を与えたりとか、そのようなことを通じて認定する側の認定委員会やケアマネージャーへの影響、利用抑制が心配されるとの質問に、国への働きかけについて国の制度は全てそうだが、年度末交付されて年度内にとということが非常に多い。作業的には、国が示した段階ですぐに取りかかっている。従来から制度改正などは住民にマイナスになることを含めて早目に示してほしいと全国市長会、市議会など要請活動をし、名寄市としても要望してきた。インセンティブの関係については、もともと審議されている中では国からの調整交付金5%は優劣をつけるというような考え方を持っていたが、議会等いろいろな団体から意見をいただきたくということで、別に交付金を市町村に190億円、都道府県に10億円と示されているが、第8期以降どうなるかは危惧されている。第7期では、被保険者、自治体に負担を強いることがないと思う。昨年の介護保険法の改正の中では、持続的な制度にしていくという国の考え方の中では今後給付費を抑えなさいという流れになるかと思う。名寄市としてもサービスのニーズがあるのに給付が受けられないということがないように計画を含めて事業を進めていきたい。国に対しても声を上げていきたいと答弁がありました。

2回目の委員会においても質疑を継続しました。現在の要介護認定率と介護認定率が高いと国からの制約はないかとの質問に、名寄市の要介護認定

率は18.33%、全道平均19.5%、国の平均は18.1%、当初は要介護度が高くなることで調整交付金に影響があると言われていたが、別の交付金にインセンティブを持たせることになり、要介護度による影響はないと思う。

第7期介護保険料の算定により名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画案の第6章、高齢者施策の将来ビジョンを具現化すると思うが、その見通しについてはとの質問に、介護保険料は介護保険事業の推進のための保険料であり、介護保険給付、地域支援事業等についてはこの財源で、それ以外の部分は名寄市の単独費用、予算、国からの補助金等で高齢者福祉を推進していく。

3、条例改正を柱に重度化の予防が入り、特別養護老人ホーム等の入所困難や介護従事者への負担、雇用形態等の不安、保険料値上げに伴う年金生活者等の生活不安、介護医療院の具体化で医療から介護保険財政への影響等を問うとの質問に、第7期も保険料については軒並みどの自治体も上昇している。据え置きしている自治体のほうが少ない。国の制度で1号被保険者の負担率が1%上がり、介護報酬も0.5%上がる。今後も自治体で何かできるかという部分ではなくて、制度的なもので新たな負担がふえることも想定をされる。施設的なニーズも変化があり、計画の中でも居住系の関係、地域密着型サービスの部分も含めて介護予防も一体的に進めながら適正な給付に努めていかなければならないと考えている。介護保険を含めて全体的な高齢者福祉施策を皆さんのニーズ、現状に合わせた中で適正に反映をしていきたいと考えている。国への保険料の軽減の関係も含めて今後も継続的に要望していかなければならない。国が言う持続的な介護保険制度をどのようにしていくかという点では、全国的な自治体間の比較ということがされていく中で、第8期以降も新たな考え方が示される可能性も想定される。総体的な介護保険の給付も適正に勘案しながら皆さんの負

担とならないよう介護保険財政を運営していくためには、この制度についてしっかり周知して御理解をいただきながら運営していきたい。介護医療院については、本年4月からということで制度改正が法律で決まったが、名寄市内は介護医療院に転換する医療機関がないということで計画にはのせていない。介護保険の3施設については、上川北部圏域でベッドが制限されている介護医療院については国の方針のもと暫定的にその枠を外すことになっているが、いずれは枠がかかってくるものと思われる。これから3年間の部分で圏域に介護医療院ができていない、できて入所される方がいる場合等について保険給付等がふえた場合も現残高の半分程度の基金は備えている。その部分を活用しながら極力次期も保険料が上がらないような形で対応したいとの答弁がありました。

上記の審査経過と委員間討論を経て採決を行い、平成30年第1回定例会付託議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会の審査経過と結果の報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決

されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時18分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算、議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成30年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第21号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第22号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第23号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第24号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 平成30年度名寄市立大学特別会計予算、議案第26号 平成30年度名寄市病院事業会計予算、議案第27号 平成30年度名寄市水道事業会計予算、以上10件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、塩田昌彦委員長。

○予算審査特別委員長（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算及び議案第19号から議案第27号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算の10件につきまして、委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

第1回委員会は、2月26日に開会し、直ちに正副委員長互選を行い、委員長に私塩田が、副委員長に佐久間誠委員がそれぞれ選任されました。

第2回委員会は、3月22日に開会し、審査日程を3月22日、23日、26日、27日の4日間と定め、実質審議に入りました。

審査期間中は、加藤市長を初めとする関係する職員の出席を求め、それぞれ説明並びに答弁をいただき、慎重に審査を行いました。

その経過につきましては、詳細に報告を申し上げるところではございますけれども、当委員会は全議員をもって構成された委員会でございますので、これを省略させていただき、審査の結果のみを御報告申し上げるところでございます。

議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算及び議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、議案第20号から議案第27号までの平成30年度各特別会計予算並びに各企業会計予算8件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げまして、簡単ではございますが、委員会の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時23分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

○予算審査特別委員長（塩田昌彦議員） 先ほどの報告の中で訂正をさせていただきます。

議案第18号から19号までという、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと報告をいたしました。20号の平成30年度名寄市介護保険特別会計予算につきまして同じく採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をしたことに訂正をさせていただきます。

また、議案第20号から27号までと報告をさせていただきましたが、議案第21号から議案第27号までの全会一致で原案のとおり可決決定をしたということで訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ただいま予算審査特別

委員会委員長より報告のありました議案第18号外9件については、全議員をもって構成されました特別委員会でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 平成30年度名寄市介護保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算から議案第27号 平成30年度名寄市下水道事業会計予算までの7件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第27号までの7件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第9号

名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについてを議題といたします。

2月26日の議事を継続いたします。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） 第7期の高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画案について、先般議論したところでありますが、特に私は心配しているのは、この計画案に示されております107ページ、108ページのところです。特に介護給付適正化事業の推進、さらにはケアプランの点検のところで心配されるのは、生活援助サービスを受ける方が制限がされるのではないかと。特にこのケアプランについては、ケアマネージャーが個別、個別の、いわゆる生活援助サービスを受ける方の状態に応じてこのサービスは受けることになるというふうに思うのですが、そのケアマネージャーの計画したプランについて、市町村、自治体がそれを適正かどうかという尺度について、これはどういうふうになるのか、この点についてお知らせいただきたいと思います。

あわせて、例えば認知症の方だとか、そういう方については食事の回数に応じて1日3回というのはこれ考えられることなのですよ。そうすると、1カ月90回とか、多ければ100回とかいうことも普通に考えられるというふうに思うのですが、このことが問題にされているようなのですけれども、本市において生活援助サービス、この最大の回数というのはどの程度の利用があるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 今佐久間議員のほうから御質問があった1番目の件でございますけれども、国のほうから生活援助の関係ということで、一定程度回数の制限といえます

か、について是正をなささいというようなことが言われておりましたけれども、具体的な回数についてはまだ細かい分については示されておられません。生活援助の中でいきますと、今議員言われたように100回を超えるだとか、極端な例もあるかと思えますけれども、最高の回数についてはちょっと今手持ちの資料でございませんけれども、そこまで利用されている方については今のところいないというふうには押さえております。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 通常今議員言われた部分につきましては、その方の状態によって必要と認められれば適正ということで判断する形になろうかと思えますけれども、具体的に回数の基準が示されるかどうか、ちょっと今の段階ではつきりわからないものですから、ただ状態を見ましてそれが適正ということであればそういう形で判断する形になろうかというふうに考えています。

（「本市における生活サービスを受けている最大の回数の回数みたいなところは今わからないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時35分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 申しわけございません。お答えします。

先ほど佐久間議員がお尋ねになりました食事介護は、身体介護のほうでございまして、生活援助ではありません。生活援助というのは、例えば買い物に行ったり、掃除をしたり、また食事をつくらしたりというところでございますので、1日3回

食事の支度をする場合は先ほどおっしゃったような最大限大体100回というふうになるかとは思いますが、それ以上の部分は当市には今のところないということでございます。

また、この制度を国が始めましたのは、訪問サービスの一部の業者が過度なサービスの提供を行って給付費が不当に請求されていたというような事例が出てきたということで、その部分については保険者としてしっかりそこはチェックをなさいたいという趣旨でありまして、先ほど室長から申し上げましたが、介護といいますが、身体介護並びに生活援助が必要な方にとって必要な量のサービスを制限するというものではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 今の御説明を聞いて少し安心したのですが、そうすると例えば認知症の方々が身の回りのいわゆるサービスを受けるときに制限をすることではないということについて、改めて名寄市、本市では十分な介護サービスを提供できるということで理解してよろしいのでしょうか、それとも事例としては名寄市ではそういう過度にわたる、先ほど田邊部長がおっしゃったような、そういう事例というのは本市では見当たらないということで理解して、今後も介護を受けている皆さんが通常のこれまで同様の介護を受けられるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今議員おっしゃったとおり、当市ではそのような不正な介護の受給ということにはございませんし、また定期的にサービス調整会議なども行いながら適正な給付に努めているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） ただいまお答えいただきましたので、本市においてはそういう適正な介護を今後も進めていくということで、どうも介護保険、生活援助の利用制限がやっぱり先にあっ

て今回の7期の先ほどお示ししました107ページ、108ページのところにわざわざ書いてあるのかなど。ケアマネージャーが生活介護等々を受ける人にとっては、これは個別の事情があると思いますので、その人、その人でやっぱり事情は異なると思うので、ぜひそこらの先ほど答弁あったような形で適正な介護に努めていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 72ページ、73ページにかかわって、一般介護予防事業にかかわってなのですが、リハビリ、ここにも書かれているようにますます需要が増加するという事なのですが、事業が総合事業等に移行しながら変化していくのだと思うのですが、その変化がなかなか住民の皆さんに伝わっていかないのではないかなというふうに思います。ちょっと不安なところも出てきているのかなというふうに思っているのですが、その点について少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 今総合事業の関係、一般介護予防事業の関係で御質問いただきました。今議員おっしゃられたとおり、地域でのリハビリということがかなり重要視されていて、介護報酬の改定の中でも手厚くといいますか、反映されておりますし、それから地域ケア会議の中でもリハ職の方を含めた形でのそういった会議をしていった中で、地域の課題だとか、その地域の高齢者のニーズに応じていくということで、ますます重要性が出てきているということで、介護保険の制度のPRにつきましては今までいろんな形で行ってきておりますけれども、それと総合事業の関係につきましても29年から新制度に移行してきているという中では、一定程度スタートの際には以前からサービスを受けられてい

る方についてはそれぞれ個別にPRをさせていただいておりますし、それから介護保険料のチラシ等だとか、そういったものの配布の際にも制度の関係についてはお知らせ版ということでも送付をさせていただいておりますし、制度が少しずつ変わっていく中でどういったことがあるのかということではわからないという方というか、なかなかPRしても伝わらない部分もございますので、今まで以上にPR、広報等に努めていきたいというように考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今変化して、総合事業、名寄市は従来どおり急に変えないのだということでした。しかし、あと2年たったら3年になって、本格的にここに移行していくのですよね。全く移行しないのですか、総合事業に。今のままずっと続けていくということではいいのでしょうか。でも、この計画ができて、これにまた沿った中身で、今現在行われている、例えばハピリのサービスなのですけれども、これがそのまま同じようにずっと続いていけるのかどうか、変化していくのではないかということなのですが、その点についてもう一度お聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時43分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 大変失礼いたしました。今質問ありましたとおり、一応この7期計画の中では変わらないで続けていくということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今受けているサービスは、そのまま続けてサービスを受けられるということではいいのですね。では、一部には市民の皆さんの中にはちょっと不安も抱えている方がいらっ

しゃるのですけれども、変わりはないのですよというふうに伝えていいのですね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 個々の具体的な計画等については割愛をいたしますけれども、審議会あるいは協議会の中でアンケートをやったり、専門家の皆さん、福祉団体やら、障がい者団体やら、さまざまな人の意見を集約をしたものですから、個々の問題については触れませんが、今川村議員もおっしゃっていたとおり、先ほど介護保険条例の改正をしましたが、所管の委員会の中でも17%で計算したものは基金を入れて10.5%という議論ももちろん当面のあした、あさっての話では大事な話でしたけれども、そのほかに私ども委員も所管で、あるいは説明員の皆さんももう既に第8期の心配をされているというところはほぼ共通的なことで認識一致をして、これ以上負担が多く、サービスがもし落ちることがあれば大変なことになるのではないかということの議論も関連の関係で随分皆さん共通認識に立ったのです。それは、私の先ほどの報告でその内容も含めてしておりますから理解をいただいておりますが、それだけに市長やら、あるいは副市長含めて担当のほうでも苦悩されて、名寄的な10.5%の介護保険料をおおむね決めたのですけれども、もう本当に3年後ではなくて、一般的には事務仕事は国の動きがまた変わらない限り先走ってももうということですが、ほぼ実態の中では負担がふえてサービスが落ちると、利用しづらいという、佐久間議員あるいは川村議員もその辺の心配もあってしたと思うのですけれども、この3年間私はむしろ最後の1年ではなくて、もう4月1日からこの話は全国共通の話なので、改めて基本的な構えについて特別職の皆さんにはまずここをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、この3年間の計画の中のかかなり大きなウエートで期待をされるのは地域包括ケアシ

システムがどう構築をされるかと。これから8年までということですが、これは8年まで順繰り順繰りやるという代物ではなくて、ステップアップを毎年毎年していかなければならぬということの積み重ねになって、2025年問題だというふうに思っているのです。だから、むしろ8年ですけれども、介護計画、保健医療福祉計画それぞれ3年なのですけれども、3年間の中で地域包括ケアシステムをどう、3年、3年の残す2年になるかどうかわかりませんが、その期数ごとに地域包括ケアシステムの具体的な進捗予定をどう管理をするのかというのは非常に重要なことではないかというふうに思っていますので、基本的なこと2つについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 2点について御質問いただきました。議員言われたとおり、委員会の中でも保険料も今後ますます上がっていくと。給付費もふえていく中で、今後の心配ということでは皆さんからもそういった不安が出されているのかなというふうに考えております。ますます高齢化が進行になりまして、要介護高齢者もどんどんふえていく中で、今まで介護保険の中で社会全体で支え合うという仕組みをつくってまいりましたけれども、年を追うごとにその部分もなかなか実現も難しくなっているということで、昨年の介護保険法の改正でも自己負担の引き上げがあったり、それから介護納付金の総報酬制の導入だとか、いろんな重点、保険者機能の強化ですとか、そういった取り組みが重点目標として挙げられまして、ますますこの制度自体の運営も厳しくなっているところで、自治体で取り組める対策というのは限られておまして、やはり国の制度についても国の支援も含めてそういったものがようになってくると思いますので、特に7期については地域包括ケアシステムの深化とい

うことで、前期からも地域包括ケアシステムの推進ということでは言われておまして、しっかり計画の中にも掲げておりますけれども、その目指す姿ということで、高齢者を中心にして医療ですとか介護、それから介護予防というところを含めて、そこをきちんとシステムづくりをしていかないと、さらにまた8期、9期以降に大幅な負担もふえてくるということで、議員言われたように7期の後半に考えるということではなくて、今後も7期計画がスタートした中でそれぞれ検証していかなければならないというふうに考えておりますし、国からもそういうふうに求められているということで対応していきたいというふうに考えております。

それと、地域包括ケアシステムの関係につきましては、進行管理ということでは7期計画の58ページのほうに7期計画中の工程表ということで掲載させていただいておまして、それぞれ住まいの関係であれば生活支援ハウスですとか、それから介護予防の地域ケア会議の開始ですとか、ここに載っておりますけれども、今後8期、9期に向けて工程表をきちんと作成していきながら、中長期的にこの地域包括ケアシステムをより推進を強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 後段言われた地域包括ケアシステムの57ページのは私も見ていますけれども、絵写真としては計画、スケジュール工程みたいのはそんな感じで進んでいくでしょうし、あるいはハード物について、必要なものについては当然交付税絡みも含めた国の責任ということも出てくるのでしようけれども、私が言ったのは終期が2025年を目標に立てなさいという法律で決められて、そこに向かってはいるのですけれども、人材確保、専門性だとか、さまざまな分野の方たちが集まる、あるいはアンケートをとるとかということで、地域であと何かできるのかということあたりで、町内会とか老人クラブもその中

にもう既に54ページ、55ページ、認知症の関係では56、57と極めて理想的な絵が描かれているのですけれども、ここに人を配置をしていかなければならぬということは本当にこれは容易なことではないのではないかと、それは地域の今の状態はコミュニケーションをどう維持するのかということもふえてきて、ぜひ地域でも考えてやってくださいと、協力していただきたいというレベルの問題の想定には立たないような気がするのです。見回りだとか、食事だとか、いろんなこと、声かけだとかという、あるいは買い物だとか、身近なことがたくさんやろうと思えば今からでももう既にやっているところもあるし、気にしているところもあるけれども、困難な課題がたくさんあるので、ここを本当にどう、日程表はこう決めているけれども、そのとおりにまっけていくかどうかというのはソフトの話がかなり大きいのです。そこは、単なる皆さんが事務方で進捗をして、3年はこれを予定していますよ、これをやっていますよということではなくて、かなり精力を注いで、役所体制も含めて現体制でいいかどうかということはもちろんあるでしょうけれども、そういうイメージを市長あるいは副市長も含めて当然認識をされて、これは橋本さんがつくったものだというふうに思いますけれども、全国からいろんな、厚労省の例題を見ながら、その辺についてのやっぱり国保の問題もそうですけれども、もう少し私どもや市民に伝わるように、今自分の介護保険料を何ぼ払っているかというのはほとんどしっかり言える人はいない、全部引かれるから。多分私自身だって何十円の範囲まで言えないかもしれない、四千七百何ぼとかと思っていますけれども。やっぱり相当の危機感を持って受けとめて、国には物を言うという、私は単なる要望という代物、手をなでいうような代物ではないような気がするのです、改めてこれは市長なり副市長から決意のほどを、どう国と向き合うのかという、あるいは地方六団体がどうやって連携をして市民や利用者や保

険料を払う人に安心感を伝えるかというのは、これは容易なことではないような気がするのです、改めて聞きたいなと思います。

それからあと、もう一つ、田邊部長に退職が決まって申しわけないのですけれども、先般の常任委員会で法律的には基金は取り込んで軽減を図ることができるけれども、単費をここに入れることはできないのだということをおっしゃっていましたが、ちょっと訂正していただきたいなど。それは、調整交付金の関係も含めてしっかりこの場でもお伝えいただいて、私も今回の対応はいいと思うのです、原案の。10.5%、所管の人は全員がやむなしと、積極的にこれはいいぞということではないし、それは共通認識には立ったのですけれども、少し間違いがあるような気がするのです、訂正をいただきながら、今回名寄市的には一般単費を入れることはできるのだという認識を私は持っていますから、ただ今回は入れないで基金でとりあえず、この後介護医療院の関係だとか、計画よりオーバーする場合もあるでしょう。ちょっとその辺についてお答えいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 前段の介護保険事業、それから一部国保等にもかかわるということでもありますけれども、特に話題になったのが地域包括ケアシステムの構築を中心としてどういうふうに今後組み立てていくかというお話だと理解しております。前の答弁で廣嶋室長のほうから国の制度にのっとりながらというお話しさせていただきました。現状地域包括ケアシステムという絵そのものは、国のほうで今示されておりますが、果たしてこれが名寄市にそのまますんなりと適用できるかどうか。これは大いに議論のあるところだと思っております。議員御指摘のとおり、人材も不足しているというような状況もあります。名寄市に合った地域包括ケアシステムをつくり上げるというのはこれ一番肝要なことでありまして、またこれはなかなか容易なことではないという認識も

しております。その中で短期間の中でつくり上げていかなければならないということが今目前に迫っているという認識でおりますが、一番ここでもう一步踏み込みたいというのが介護計画あるいは地域包括ケアシステムの中でそれぞれ市民の皆さんが我が事として、自分のこととして考えていただく、こういうような場をつくる、あるいは空気と言ったら変でしょうけれども、そういう状況をつくらなければならないと思っております。それらを私どもの情報提供も必要ですし、なぜ今これが大切なのか、いろんなエビデンスといいますか、今データはこうなっているのだよというのを持ちながら、丁寧にこれは説明していかなければならない課題だと思っております。こういうことを通じて、今の御議論の中でもそれぞれ市民の皆さんはこれからどうなっていくのだろうという不安があるというのが一番大きな課題でありますし、それも解消も含めてここはさらに一生懸命頑張っていかなければならないなと思っております。まず、この計画を通じましていろんな情報の提供、そしてこれからどうなっていくのが一番ベターなのか、それも含めまして綿密に、あるいは庁内体制もまた含めて考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時58分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 済みません。介護保険料の独自減免の部分での御質問いただきましたけれども、議員にも資料を御提示していると思いますけれども、国においては軽減の3原則というものを決めておまして、その中の一つが介護保険料の全額免除はだめですよ、それから収入のみに着目した一律の減免はだめですよ、最後に保険料減免分に対する一般財源の投入はだめです

よということにはなっておりますが、ただ一部市町村においては一般財源を投入して軽減をされているところもあるということは認識はしておりますが、それらの市町村については調整交付金等の部分で頼らない裕福な市町村でありまして、本市においては5%の定額の調整交付金、約7%ぐらいいただいているという状況ではそこを削減されてしまいますと成り立ちませんので、なかなか難しいということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） どういう選択をして最終、先ほど決めたような結論になったかというのは判断、私どもも皆さんも合せて、共通認識に立った上で先ほど10.5%を決めたと思うのです。ただ、それと法律上投入できないのかと、一般財源。できるかできないかといったらできるのです。ただ、国の指導が標準的に5%の調整交付金を名寄の場合は7%くらいいただいているから、トータルとして考えたら今回の提案は悪くなかったと私は思っているのです。ただ、そのことについては部長も十分頭に入れておきながら、国の指導を余り優先をし過ぎたのかなという感じがしているので、最後なので、しっかり気合いを合わせておきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それで、橋本副市長答弁いただいた関係で、53ページの中ほどの地域包括ケアシステムの姿ということで、2に「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進と。いい言葉だと思います。部長、先ほどあれした4ページ物の地図、いい内容だと思うので、これを具体的な形につくり上げていくことについて、本当に大変なエネルギーを注がないと、特に地域のコミュニティーが少し崩壊をしつつあるという状況がありますので、名寄市の重要課題として当然認識をしていただいていると思うのですけれども、政府や国にどのような形にしっかり進言をしていくのか、やっぱり地域社会壊れるということに直結するものですから、改

めてこれは市長にぜひ再認識は十分されていると思うのですけれども、どういう決意を持ってこの介護保険の8期に向けた、もちろん7期はこれで決まって担当のほうでは着実に進捗を図っていくと思うのですけれども、仮にまたそこにお座りになるようなことがあるのであれば、どういう決意を持たれていくのかお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員も御出席をいただいていたと思うのですけれども、3月9日に厚生労働省委託で名寄の市立大学で地域包括ケアのシンポジウムが開催をされました。これは、全国で3カ所のうち名寄が選ばれたということで、何で選ばれたのかというやはり今地域のケア会議だとか、あるいは見える化会議だとかということで、包括ケアの議論がかなり現場レベルで進んでいるということと何ととっても名寄は市立総合病院というこの人口規模でいうと特異な非常に大きな病院があって、そしてまた大学があると。こうした豊富な医療あるいは人材資源があって、これからの可能性も含めて非常に注目をされているということとお聞きをしております。その中で昨今も高齢者の専用の、あるいは介護保険の居宅施設が今民間レベルで非常にふえてきていると。これは、名寄の病院がしっかりと安定的にあって、ここは安心、安全で住みやすいのだというようなことがやっぱりあらわれている証左なのかなというふうにも思っています。この地域包括ケアは、もう本当に全般的なまちづくりそのものにかかわるので、いろんな角度から見られると思うのですけれども、そうした住まいの確保という部分に関しても今回の計画においては、民間の皆さんでなかなか手の届かない、少し所得の低い方でも住めるような生活支援ハウスの建設だとかというのも盛り込ませていただいていますし、今後戸建ての住宅で住みにくい方たちのそうした住みかえをしっかりと進めていくような施策も必要になっていくのだとい

うふうに思います。

また、コミュニティーのお話もありましたけれども、町内会も一生懸命いろんなネットワーク事業や見守りサービスをやっていただいておりますけれども、なかなか町内会によっては強弱ができていくという中で、今町内会の枠を超えるような仕組みを構築するための地域連絡協議会をさらに活性化するような取り組みだとか、あるいは小学校区単位でさまざまなコミュニティーを構築していこうというような動きも出ているやに思います。地域全体で医療、福祉をしっかりと支えていく、住まいを支えていく、さらには何ととっても大事なことは高齢者の皆さんがいつまでも元気で安心して過ごしていける。そうした生きがいを持ってこれからもずっと生活していただけるようないろんなサービスの提供とかも必要となってくるのかなというふうに思います。本当にあらゆる面でまちづくり全般にかかわっていく問題だろうというふうに思います。いつまでも高齢者の皆さんが、市民一人一人が安心してここで最後まで住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めるためにしっかりと汗をかいていく決意でありますので、また御指導いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第30号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第30号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布をされ、地方税法の国民健康保険税に関する部分において財政運営の責任主体が市町村から都道府県になることに伴い、国民健康保険税の課税目的が改正されたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第31号 名寄市立大学条例及び名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正についてを議題といたしま

す。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第31号 名寄市立大学条例及び名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成27年度入学生を最後に学生募集を停止をした短期大学部の在籍学生が卒業することから、平成29年度をもって名寄市立大学短期大学部を廃止をするため関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第32号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第32号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正

をされ、国民健康保険法の住所地特例の適用を受けた被保険者の取り扱いが変更されたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第33号 名寄市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第33号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

国民健康保険法及び同法施行令の一部が改正をされ、運営協議会の名称や委員の任期が変更となり、また北海道の国民健康保険運営方針により葬祭費の支給額が統一されたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第34号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第34号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本議会において名寄市個人情報保護条例の一部を改正する条例が議決をされ、同日に公布したことに伴い、個人情報の定義の追加があり、条項ずれが生じたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第35号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第35号 平成29年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費について追加しようとするもので、年度内に完了しない食肉センター事業特別会計繰出金及び担い手確保・経営強化支援事業費について繰り越しをするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第36号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第36号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費を設定しようとするもので、年度内に完了しない食肉センター施設現況調査・設計業務委託料について繰り越ししようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書、意見書案第2号 生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学に関する意見書、意見書案第3号 「TPP11」に係る十分な情報公開と国内農業対策を求める意見書、意

見書案第4号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書、意見書案第5号 地方路線問題調査特別委員会での徹底した審議を求める意見書、以上5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外4件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外4件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外4件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 報告第3号 例月現金出納検査報告、定期監査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議会改革調査特別委員会報告を行います。

委員会の報告を求めます。

議会改革調査特別委員会、山田典幸委員長。

○議会改革調査特別委員長（山田典幸議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、議会改革調査特別委員会の調査検討事項の審査経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、改選後の平成27年第3回定例会において市民の負託に応え、市民の目線を基本にスピード感を持って議会改革を進めることを目的に8名の委員構成で設置され、市民に信頼される議会を目指してを基本姿勢として掲げ、議論を開

始いたしました。

委員会では、まず各会派及び議員から改革事項の提案を求め、提案された事項、行政への監視機能と政策提言能力の強化、議会審議の活性化、市民に開かれた議会運営と情報公開の大きな3つの項目に振り分けて整理を行い、項目ごとに優先順位をつけ検討していくことといたしました。

まず初めに、行政への監視機能と政策提言能力の強化についての審査結果について申し上げます。この項目においては、予算及び決算審査のあり方と常任委員会の機能強化の2つの検討事項について協議を行いました。

予算及び決算審査のあり方については、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会の常設化の導入について協議がなされましたが、現状においての必要性や導入によるメリット、デメリットを明らかにした上で慎重に判断すべき等の理由から、当面は現行のままとすることといたしました。

常任委員会の機能強化については、付託議案と理事者側からの提案だけを取り上げる委員会から脱却し、市民に見える結果を出す取り組みを創造することを目的に各委員会において現状の市政課題などに基づく年間のテーマを設定し、活動することとし、テーマに基づく情報収集や調査活動を行い、調査結果の集約、評価を政策提言に結びつける委員会活動を行うことで共通認識が図られました。このことについては、既に具体的な実践例として、平成29年第2回定例会において経済建設常任委員会が年間テーマとして調査活動を行った除排雪についての事務調査報告を行っており、現在も3常任委員会それぞれがテーマに基づく調査活動を実践しているところであり、今後また新たな委員会活動の成果があらわれてくるものと思います。

各常任委員会の行政視察については、これまで任期中道内1回、道外2回の計3回実施し、任期最終年は実施しない旨の申し合わせをしていましたが、任期中は与えられた役割を全うすべきとの

考えから、現行の予算の範囲内で道内、道外の区分は問わず、毎年実施することといたしました。また、実施した行政視察の市民説明の方法については、従来から行っている本会議での委員の派遣報告のみにとどまらず、議会報告会で内容を詳しく掲載し、説明することとあわせて、議会だよりにおいてページ数をふやし、掲載することといたしました。

次に、議会審議の活性化についての審査結果について申し上げます。予算及び決算審査特別委員会における総括質疑の方法について、従来は最初に一括して総体質疑を行い、その後一問一答方式で行うとしていましたが、平成27年度決算審査特別委員会より従来の方法に加え、冒頭から一問一答方式で行う方法とを選択できるようにし、発言者が論点をより明確にした上で中身の濃い議論が展開されるよう幅を持たせて取り組むこととしました。

意見書案、決議案の協議調整のため、従前は各会派幹事長会議を設けるとしていましたが、新たに一人会派を含む調整会議を設置して協議をすることに改正をいたしました。

名寄市議会会議規則第161条に定められている協議または調整を行うための場に新たに委員長会議を設けることといたしました。目的は、委員会運営及びその他委員会の活動等の基本的事項に関し、必要に応じて委員会間における協議または調整を行うためと定め、構成員は正副議長、議会運営委員長、常任委員長及び特別委員長とし、平成29年第2回定例会において名寄市議会会議規則の一部改正を議決いたしました。

次に、市民に開かれた議会運営と情報公開についての審査結果について申し上げます。この項目においては、議会報告会のあり方や情報公開の手法、議会基本条例の評価と検証などの事項について協議を行いました。

議会報告会については、従来年1回の開催であったものを年2回以上の開催とすることとしまし

た。開催時期は、第1回及び第3回定例会終了後おおむね1カ月から2カ月以内に実施することとし、開催方法は全体的なもの町内会単位での開催をあわせた形で行うこととしました。班編成については、全体的なものは公共施設等を使用し、2班体制、町内会単位のもの可能な限り町内会館等を使用し、4班体制を基本とし、開催ごとに協議し、決定することとしました。内容については、議会側からの報告はできる限り簡潔に行い、参加者との意見交換が主体となるよう努めることとし、意見交換の内容やテーマについては報告事項において重要と思われるもの、または開催時における市政課題や市民の関心が高いと思われるもの等そのときの状況を考慮し、設定することといたしました。また、各種団体等との意見交換会や青少年に向けた情報発信、若年層との意見交換会等の開催を今後積極的に検討していくことで共通認識が図られました。

情報公開については、従前は予算及び決算審査特別委員会など議場で行う委員会についてはインターネット同時中継のみ行っていたものをインターネット同時中継、録画中継とも行うこととするよう改正を行い、平成28年度予算審査特別委員会から実施をいたしました。また、各委員会における行政視察報告のホームページ上での公開を実施することとし、記載する項目を統一した上で委員長報告の内容に写真を添付し、ホームページに掲載し、公開することとしました。政務活動費の収支報告書及び活動報告書等についてもホームページ上での公開を行うこととし、今後掲載内容の様式や領収証等の張りつけ方法等の整理を行い、平成30年度分から公開することを確認しました。

議会基本条例の評価と検証については、まず具体的な協議に入る前に広く市民から議会に対する考え方や意見を聴取し、議論の参考とするため、平成29年6月に名寄市議会に関する市民アンケート調査を実施いたしました。特別委員会として小委員会を設置し、アンケート内容を協議の上、

無作為抽出した18歳以上の市民2,000人を対象に発送、616人の方から回答をいただき、調査結果については議会だより増刊号の発行とホームページ上で公開をするとともに、議会基本条例の内容の検証を含めた今後の議会改革議論に有効に活用していくことを確認いたしました。

議会基本条例の検証、見直しに当たって、1つ、先進市が制定している議会基本条例を参考にしながら名寄市議会基本条例の改正が必要な条項について検討を行う、2つ、これまでの名寄市議会基本条例に基づく議会運営について検証を行い、改正が必要な事項について検討を行う、3つ、市民アンケート調査結果を受けて名寄市議会基本条例に反映すべき内容等について整理する、4つ、議会基本条例に基づき新たに条例、規則の制定が必要と思われる項目について検討する、以上の内容について論点整理を行い、改正案を提示の上、協議をすることとしました。具体的な検証内容として、条項の構成について新たに追加が必要と思われる事項として、基本理念、基本方針、災害時の議会対応、議員政治倫理などが挙げられ、改正が必要と思われる事項として第10条、議決事項の定め、第12条、政務活動費の執行及び公開、また次期改選期に向けて協議が必要な事項として議員定数及び議員報酬についてそれぞれ協議事項として整理し、議論を進めることといたしました。

基本理念と基本方針については、議会としてあるべき根本の考え及び議会及び議員の目指す方向の明確な規定として必要との共通認識が図られました。

災害時の議会対応については、災害時の議会としての行動方針を定めるという方向性については一致しており、（仮称）名寄市議会における災害時の行動等に関する規程として、今後議会運営委員会において内容の精査、確定をしていくこととしています。

議員政治倫理については、名寄市議会議員政治倫理条例案を提示の上、協議を進めてまいりまし

たが、条例で制定するのか、規程で制定するのかの入り口での議論でとどまっていることから、今後議会運営委員会に引き継ぎ、逐条ごとに内容を十分協議した上で対応について決定することといたしました。

議決事項の定めについては、現行の第10条を改正し、改正案第15条、議会は、第4条第1項に規定する議決機関としての機能を最大限に発揮するため、法96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものとする。2、前項の規定に基づく議決すべき事件については、総合計画の基本構想及び基本計画、定住自立圏形成の締結、変更または廃止を求める旨の通告等、名寄市の将来を大きく決定する計画について議会運営委員会において十分協議の上決定すると改正することといたしました。

政務活動費の執行及び公開については、会派の規定に基づき支出対象を会派及び議員と改めることといたしました。

なお、一人会派の議会運営上での取り扱いについては、次期の改選に向けて先例及び申し合わせ事項の中で議論することを確認いたしました。

次期改選時の議員定数については、当市議会は平成18年3月の旧名寄市と旧風連町の合併により1年間の在任特例を適用し36名とし、平成19年4月の選挙では選挙区制度を取り入れ、定数を地方自治法で定める上限の26名としました。平成23年4月の選挙においては6名減の20名、そして前回、平成27年4月の選挙においては2名削減の18名としたものの、市政史上初の無投票となりました。こうした経過を踏まえると同時に、議会基本条例第17条では議員定数の改正に当たっては行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を十分考慮すること、定数に関する基準については市の人口、面積、財政力及び事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討することと定めています。したがって、基本条例に基づき類似市な

どとの比較資料などを収集し、参考にしながら議論を進めてまいりました。具体的な定数議論では、1名減の17名、現状維持の18名、1名増の19名とそれぞれ意見が出されましたが、意見が分かれた中においても現行の3常任委員会6名の体制を維持すべきとの考えは委員会においてはおおむね共通していたところでございます。委員会としては、各委員の意見をもとに人口減少、少子高齢化が加速し、都市部への人口流出に拍車がかかっている現状や今後地域経済の活性化や福祉施策の充実、多様化する市民ニーズへの対応など山積する市政課題の解決に二元代表制の一翼を担う議会としての役割がより強く求められていること、人口、財政規模が類似する自治体との比較に基づく検証、市民アンケート調査の結果における現行の定数を支持する回答の割合が54.71%あったこと、現行の各常任委員会6名体制を維持し、継続して常任委員会の機能が発揮できること、以上の事項を判断基準として、次期改選期の議員定数は現行の18名とすることと決定をいたしました。

また、議員報酬については、現状維持との意見が複数出された一方で、平成12年の改正から一定の期間が経過していることを踏まえると、改めて検討すべき時期に来ているとの意見も複数出されました。報酬に関しては、現職議員の状況での視点だけではなく、次の世代が議員として活躍できる環境をどのように作り出すかという視点こそが重要であり、したがって現段階では現状維持としつつも現在の報酬が適正であるかどうかをさまざまな要素から検証する必要性は共通認識とすることといたしました。

平成27年9月の特別委員会設置から約2年半、計26回の委員会を開催し、議会改革議論を進めてまいりましたが、我々現職の任期も残り約1年となったことに加え、次期改選期に向けての方向性も一定程度決定されたことにより、当委員会の果たすべき役割は終了したものとし、今定例会をもって議会改革調査特別委員会は解散となります。

しかしながら、議会改革はこれで終わったわけではありません。常に市民の目線に立ち、市民の負託に応えるべく、議会改革に対するの不断の努力と議員個々の意識改革が常に求められております。今後も議会改革の歩みをとめることなく、名寄市議会が真に市民に信頼される議会となるよう引き続き各議員の御努力と御協力を切にお願い申し上げます。

終わりになりますが、今日まで熱心に御議論いただき、至らない委員長を支えていただきました奥村副委員長初め各委員の皆様から心から感謝を申し上げますとともに、情報収集や資料作成に御尽力をいただきました議会事務局の皆様にお礼を申し上げ、議会改革調査特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で議会改革調査特別委員会報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定をいたしました。ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時35分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、和泉市立総合病院院長より発言を求められておりますので、これを許します。

和泉市立総合病院院長。

○市立総合病院院長（和泉裕一君） このたび平

成30年4月から名寄市病院事業が公営企業法の全部適用への移行に伴い、病院事業管理者として選任されました。重責で身の引き締まる思いでございます。

皆様も御承知のとおり、我が国はこれまで経験したことのない人口減少、高齢化、少子化社会へ向かっており、これに伴う社会の人口構成の変化から医療、介護を含めた社会保障制度のあり方に大きな変革が求められております。私たちが住む名寄市を含めた上川北部圏域、さらに北北海道においても同様であるばかりでなく、地方における医療、介護を取り巻く環境は、財源のみならず人材確保においても大変厳しい状況であると言わざるを得ません。このような社会変化が地方医療へ大きく影響し、地方医療が衰退していく可能性がある、このような状況のもとで、名寄市立総合病院は名寄市並びに上川北部圏域のみならず、道北3次医療圏の地方センター病院としてこの地方の医療を支えていく使命を持っております。これからは、人口減少、高齢少子化に進むというこの現状と医療需要のバランスを考慮しつつ、センター病院として質を担保した医療提供体制を構築していかなければならないという課題がございます。またさらに、この地域に適する理想的な地域包括ケアシステムを構築していくために、医療と介護のスムーズな連携体制を整備していく必要性もあります。今まで以上により幅広い視点に立った医療、介護の体制づくりが必須であると考えております。関連医育大学、周辺医療機関、介護施設並びに名寄市と密な連携を保ちながら、社会の変化を素早く情報分析した上で迅速に対応し、より効率的、弾力的な病院運営に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） これをもちまして、平成30年第1回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時39分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 塩 田 昌 彦